

令和8年度「宮古真鰯まつり」出店者募集要領

1 まつり開催の目的

真鰯の産地としての知名度向上及び新たなブランド立ち上げに貢献し、もって地域におけるにぎわいの創出及び活性化、関連事業者の収益向上に資することを目的とする。

2 開催概要

日時：令和9年1月24日（日）午前10時～午後2時（開場：午前10時）

場所：宮古市魚市場（東側増築棟／岩手県宮古市臨港通2-1）

主催：宮古真鰯まつり実行委員会

3 出店内容

真鰯の鮮魚販売や真鰯を使用した加工品等の販売、地元農林水産物の販売など

4 出店資格

(1) 宮古市内で水産業を営む企業・個人事業主

(2) 宮古地方産直連絡会会員

(3) 「宮古の真鰯」を使った商品を販売する者

※多数のお客様が宮古の真鰯を求めてお越しになります。ぜひお取り扱いください。

(4) 協賛団体

(5) その他 実行委員会が認めた団体、個人

5 出店者選考

会場の配置可能数に対して希望者多数となった場合は、出店申込書を提出いただいても出店できない場合がありますので、予めご了承ください。出店できない場合には令和8年10月30日（金）までに事務局よりご連絡差し上げます。

なお、次の審査基準により出店者を調整させていただきます。

審査基準（数字は優先順位）

- 1 宮古市内に事業所を有する団体、企業、個人事業主等
- 2 イベント趣旨への適格性（「宮古の真鰯」を使用した加工品等の販売）
- 3 令和7年度「宮古真鰯まつり」における販売実績（売上上位を優先）
- 4 その他 総合的見地から当イベント参加への適格性

6 出店ブース等

(1) 基本設備

ブース	出店料	テントの目安寸法	基本設備
テント半張	5,000 円	幅 1.5 間×奥行き 2 間 (2.7m×3.6m)	・パイプテント ・長机 2 台まで (1.8m×0.45m×0.7m)
テント 1 張	10,000 円	幅 3 間×奥行き 2 間 (5.4m×3.6m)	・パイプイス 2 脚まで ・出店者名の表示板 1 枚
キッチンカー	8,000 円	※出店場所が屋外（駐車場又は岸壁）となる場合がございます。	・長机 2 台まで (1.8m×0.45m×0.7m) ・パイプイス 2 脚まで

(2)会場内コンセントの使用はできません。

(3)基本設備以外の不足する設備（3 方幕、発電機等）は、各自で手配願います。

(4)出店場所は会場内の全体配置を考慮して、事務局が決定して出店者説明会でお知らせします。また、出店場所についての要望は一切受け付けません。

※テント、イス、テーブル等は全てレンタル品です。取り扱いには十分注意してください。

破損等の場合、使用した出店者に対し修理費等を請求します。

(5)各出店者、使用できる区画は原則テント 1 張までとします。

7 出店料の支払

出店者説明会でお渡しする請求書により、その際に示す期日までに指定口座へ振り込み願います。なお、振込手数料はご負担いただきます。期日を守れない場合、今回及び今後の出店をお断りする場合があります。

8 出店者説明会

出店申し込み締切り後、12 月上旬頃に出店者説明会を開催します（後日案内）。出店者は必ず出席してください。

9 保健所への営業届

保健所への営業届の提出を事務局で行いますので、出店申込書の販売品目は正確に記入してください。※臨時営業許可の申請は各自で申請してください。

10 出店にあたっての注意

(1)開催終了時間前に商品が完売しないよう十分な仕入れにご協力ください。

(2)開催時間中の撤収作業は原則、認めません。終了後に撤収作業を行ってください。

(3)会場内コンセントは使用厳禁といたします。電源の確保には発電機をご準備ください。

(4)その他、実行委員会の指示に従ってください。

11 出店の取り消し

(1)申込後の出店取り消しはご遠慮ください。出店者説明会後は、出店料を返金できませんので、ご了承ください。

(2)次のいずれかに該当した場合は、出店を取り消します。また、出店料の返金もできませんので、ご了承ください。

①特別な理由がなく、期日までに出店料をお支払いいただけない場合

②特別な理由がなく、出店者説明会を欠席された場合

③出店申込書に記載された内容が事実と異なっていた場合

④その他、実行委員会が不適格と認めた場合

12 出店の搬入・搬出

(1)搬入の時間 午前 8 時から午前 9 時 45 分まで※ 9 時 45 分までに準備を完了させること

(2)搬出の時間 閉会直後から午後 4 時 30 分まで

(3)出店終了後、各ブースの長机、パイプイスはブース内に置いてください。

(4)出店終了後、出店者名看板は本部テントまでご返却ください。

13 販売

販売価格は、消費税込の価格で表示してください。

14 出店申込

この要項に承諾できる方は、別紙申込用紙に必要事項を記入のうえ提出又は下記２次元コード LOGO フォームより申込してください。

(郵送・FAX・事務局への直接提出・メール・LOGO フォーム)

(1) 申込方法

①販売の方：「出店申込書」の１種類

※販売品目によっては、保健所への臨時営業許可に関連して別途書類の提出をお願いする場合があります。

②飲食販売の方：「出店申込書」「飲食店営業（臨時営業）許可」の２種類

(2) 申込期限：令和８年１０月９日(金)午後５時必着

(3) 営業許可(臨時営業許可等)について

・臨時営業許可申請は各事業者で取得していただくようお願いします。ただし、鮮魚販売での臨時営業許可申請に係る手数料は実行委員会で負担します。



15 問い合わせ・申込先

宮古真鱈まつり実行委員会 事務局（宮古市農林水産部水産課 担当：大久保）

T E L 0193-68-9099（直通） F A X 0193-63-9116

E-mail suisan@city.miyako.iwate.jp

所在地 〒027-8501 宮古市宮町一丁目１番３０号 宮古市水産課 あて